

## <論 文>

# 東南アジアにおける社会的企業の現状と制度化に関する考察

## A Study on the Current Situation and Institutionalization of Social Enterprise in Southeast Asia

大阪市立大学 金子勝規

Osaka City University

Katsunori KANEKO

### ABSTRACT:

This study aims to examine the current situation and problems of social enterprise, mainly focusing on the institutional framework in ASEAN countries in recent years. Some ASEAN countries clearly define social enterprises legally and institutionalize it depending on political stability and the degree of government involvement, development issues such as gender, child labor, social exclusion, and needs in public policies. It is necessary to build social enterprise ecosystems according to the stage of economic and social development in each country.

キーワード：社会的企業、制度化、東南アジア

Keywords: Social Enterprise, Institutionalization, Southeast Asia

### 1. はじめに

近年、急速な経済発展<sup>1</sup>を遂げてきた東南アジア地域においても社会的経済に対する注目が高まってきている。同地域は、ブルネイやシンガポールといった小国からインドネシアのように人口が2億人を超えるような大国まで人口規模の異なる国家が集まっている<sup>2</sup>。また、高所得国であるシンガポール、ブルネイといった国から工業化の最後発国であるカンボジア、ラオス、ミャンマーといった国まで経済水準には大きな格差が存在している。東南アジア各国は抱える社会課題にも幅が見られ、貧困問題といった従来から開発途上国が抱える問題の解決が最重要課題である国が存在する一方、少子高齢化が顕在化するなど先進国と同様の社会問題に直面する国も増える傾向にある。

2015年末に創設されたASEAN経済共同体(AEC)は、同地域の国際的な競争力の強化とともに域内の格差問題にも取り組むだけでなく、事業創出の促進を通じた貧困緩和にも取り組んでいる(ASEAN, 2012)。

また、高学歴化が進む各国において<sup>3</sup>、環境問題への関心も高まってきているなど社会に大きな変化が起こっている。国際情勢の変化の中で、カンボジア、ラオス、ミャンマーといった国々の社会開発面で重要な役割を果たしている国際NGOは、国際援助資金の減少傾向の中で財政的自立を求められている。こうした背景の下で、東南アジア地域においても社会的経済組織である社会的企業への関心が高まっている。

東南アジア各国の社会的企業は、歴史、政治、社会、文化といった様々な要因の影響を受けて発展を続けてきたといわれる。タイ以外の国々は植民地化されたという共通の過去を持つ一方で、文化や人種構成では独自性を有している(Santos, Macatangay, Capistrano, and Burns, 2006)。また、東南アジア地域の社会的企業は、①持続可能な開発の重視、②雇用・サービス領域の事業中心、③小規模の会社組織やアソシエーションといった組織形態が多い、④法的枠組みがない、⑤寄付や公的援助よりも市場経済ベース、⑥政府、援助

ドナー、市民社会が関与しているといった特性を有していると指摘されている。また、欧米諸国と比較すると市場での成果や政府の能力、市民社会の成熟度といった点があり強調されないことも特徴と言われていた (Kerlin, 2006)。しかし、2000年代に急速な経済発展を遂げた東南アジア諸国は、貧困以外の社会課題への関心も急速に高まっており、これらの先行研究が対象としていた時期から地域の社会的企業も変化していると考えられる。

そこで本稿では、東南アジア各国における近年の社会的企業に関する制度的枠組みの整備状況などを中心に、社会的企業の現状と課題を考察する。ASEANに加盟する10か国を対象として、国際機関の報告書や各国政府、支援団体などが公表している情報などの文献調査を中心に考察を行う<sup>4</sup>。

## 2. 東南アジアの社会経済発展

### 1) 経済状況

東南アジア諸国の近年の経済指標は、2000年以降の急速な経済成長によって経済状況が大幅に改善したことを示している。1人あたりGDPではシンガポール(5万7,713ドル)、ブルネイ(2万8,788ドル)といった先進国の水準にある国とカンボジア(1,432ドル)、ミャンマー(1,257ドル)といった工業化が遅れている国の間には大きな格差が存在している。しかし、カンボジア、ラオス、ミャンマー、フィリピン、ベトナムといった現在急速に工業化を進めている国は年5%を超える高い経済成長率を達成しており、工業化が進

んでいる国々の成長率を上回っている。1人あたり国民総所得を世界銀行の基準によって分類すると、シンガポールとブルネイは高所得国、マレーシアとタイが上位中所得国、残りの6か国が低位中所得国となり、すべての国が低所得国から脱している。所得水準が改善した結果、貧困率は大きく低下しているが、多くの国において貧困は依然として重大な社会問題である<sup>5</sup>。従来から同地域の富裕層と貧困層の格差は指摘されてきたが、直近のジニ係数によれば、東アジア諸国とは異なり国内格差の問題は全体的に改善の傾向にある。

### 2) 社会状況

東南アジア各国の人口は増加しているが、全体としてその増加率は低下傾向にある。表2で示すようにシンガポールやタイ、ブルネイのように合計特殊出生率が2.0を下回っている国もある。出生時の平均余命は、公衆衛生に問題を抱えているカンボジア、インドネシア、ラオス、ミャンマー、フィリピンの5か国で70歳を下回っている。一方、ブルネイ、マレーシア、タイ、ベトナムでは75歳を超えており、シンガポールは80歳を超えている。14歳以下人口比率からシンガポールとタイで少子化が起こっていることが分かるが、65歳以上人口比率を見るとこれら両国においては高齢化も進んでいることが観察される。10か国すべての国で都市化は進展しており、先進国と同様な都市における社会問題への対応が求められていることは想像に難くない。教育に関しては、初等教育修了率をみると各国とも高い水準にあり、成人識字率も多くの

表1 東南アジア各国の経済状況

	1人あたり名目GDP	1人あたり実質GDP成長率	1人あたり国民総所得	貧困率	ジニ係数
ブルネイ	28,788	0.3	29,600	-	-
カンボジア	1,432	5.6	1,230	-	-
インドネシア	3,878	3.8	3,540	6.5	0.395
ラオス	2,522	5.4	2,270	22.7	0.364
マレーシア	9,828	4.5	9,650	0.3	0.463
ミャンマー	1,257	5.9	1,190	6.4	0.381
フィリピン	2,989	5	3,660	8.3	0.401
シンガポール	57,713	3.5	54,530	-	-
タイ	6,725	3.5	5,960	0.0	0.378
ベトナム	2,389	5.7	2,170	2.6	0.348

表注1：1人あたり名目GDP、1人あたり実質GDP成長率、1人あたり国民総所得に関しては2017年、貧困率、ジニ係数に関しては2016年時点において直近のデータを利用している。

表注2：貧困率は2011年購買力平価で測った1日1.9ドル以下で生活する人々の比率を示している。(出所) Asian Development Bank[2018]。

表2 東南アジア各国の社会状況

	合計特殊出生率	出生時平均余命	14歳以下人口比率	65歳以上人口比率	都市化率	初等教育修了率	成人識字率
ブルネイ	1.9	77.2	23.0	4.6	77.3	102.1	96.1
カンボジア	2.6	69.0	31.3	4.4	23.0	92.4	73.9
インドネシア	2.4	69.2	27.4	5.3	54.7	98.8	95.4
ラオス	2.7	66.7	32.9	4.0	34.4	100.4	58.3
マレーシア	2.0	75.3	24.3	6.3	75.5	100.6	93.1
ミャンマー	2.2	66.6	26.8	5.7	29.5	88.9	75.6
フィリピン	2.9	69.1	31.7	4.8	46.7	101.3	96.4
シンガポール	1.2	82.8	15.0	12.9	100.0	99.8	97.0
タイ	1.5	75.3	17.3	11.4	49.2	90.6	92.9
ベトナム	2.0	76.3	23.1	7.1	35.0	104.8	93.5

(出所) Asian Development Bank[2018]。

国で90%を超えている。カンボジア、ラオス、ミャンマーの成人識字率はまだ低いものの、昨今の教育事情を考慮すれば今後も改善が続くと予想される。

### 3) 環境

表3は東南アジア各国の環境の状況を表している。インフラ未整備に起因する問題に加えて、経済成長や都市化の進展などを原因とする環境の悪化が指摘される。シンガポールとブルネイを除く8か国では、依然として清潔な水にアクセスできない人が存在しているが、とりわけカンボジアやインドネシアでは深刻である。また、カンボジア、インドネシア、ラオスでは、多くの人が衛生環境が悪い中での生活を余儀なくされていることがわかる。CO<sub>2</sub>排出量は、近年景気が停滞していたブルネイを除く9か国で増大が見られる。特に後発国のラオスとミャンマーでは、それぞれ69.23%増、82.67%増となっており、急速な経済発展に追随する形でCO<sub>2</sub>排出量が増大している。一方、森林面積もミャンマーとベトナムを除く8か国で減少しており、環境破壊が進行していることが示唆される。

表3 東南アジア各国の環境状況

	清潔な水へのアクセス	良い衛生環境へのアクセス	CO <sub>2</sub> 排出量変化量	森林の減少率
ブルネイ	100	80	-2.67	-0.5
カンボジア	54	44	18.75	-1.5
インドネシア	41	56	12.12	-1.3
ラオス	70	62	69.23	-0.6
マレーシア	94	99	10.51	-0.5
ミャンマー	83	80	82.67	0.9
フィリピン	83	92	26.39	-0.2
シンガポール	100	100	14.64	-0.2
タイ	97	97	19.92	-0.2
ベトナム	91	77	16.86	2.6

(出所) ASEAN Secretariat[2017b]。

### 3. 社会的企業の現状と課題

#### 1) 政策動向

前節で示したように、東南アジア各国の経済が発展して社会や環境が変化する中で、社会的経済の重要性が指摘されるようになってきた。例えばタイでは2016年3月に政府に提出された『Social Economy』と題する報告書の中で、社会的経済の発展の方向性が示された<sup>6</sup>。その一方で、カンボジア、インドネシア、ラオス、ミャンマーといった国々では、資金不足に悩まされるNGOなども独自の収入源が求められて社会的企業へと転向する動きも始まっている。また、シンガポールやマレーシア、タイのように、経済政策としての若手起業家育成の一環で社会的企業が注目を集める場合もある。

また、各国の社会的企業の制度整備の前提条件には違いがみられる。インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナムは、農業が盛んであり農業協同組合を含む協同組合が多く組織されている。一方、東南アジアの後発国であるミャンマー、ラオス、カンボジアは現在も外国からの援助に対する依存度が高い。また、フィリピンやタイではローカルNGOの活動が盛んであり、近年、社会的起業へ高い関心を見せているのがマレーシア、シンガポール、タイである。

表4は東南アジア各国の社会的企業に関連する政策動向を整理したものである。多くの国では起業家支援の中で社会的企業への支援を打ち出しているが、シンガポール、マレーシア、タイのように政府が社会的企業を支援する中間支援組織を設置している国もある。特定のグループに対する職業訓練に関する政策は、まだ少数ではあるが労働統合型社会的企業の創出につな

がっている。この他、経済政策の枠組みの中でコミュニティレベルにおける草の根の経済活動を支援する国も多く、コミュニティ開発の一端を担うコミュニティ・エンタープライズが増加している。また、国際援助を多く受け入れている国々では、NGO に対する制度・政策が実質的に社会的企業に影響を与えている。

## 2) 制度化の現状

社会的企業に関する明確な定義や特徴を示している国は、タイ、ベトナム、マレーシア、シンガポールの4か国のみである。シンガポールでは、「社会的企業とは、明確な社会的目標を設定した事業体であり、社会的目標の達成のために明確な経営意思と資源配分を行う」と定義される。マレーシアでは、「①定められた社会的課題に取り組むことをミッションとする、②商業的なビジネスモデルを用いることで事業を継続できる、③利潤の大部分は社会的使命を果たすために再

投資される、④事業の運営及び経営においても明確かつ社会的に意味のある手法を用いる、といった要件を満たす法的に登録された組織」のことを指す。タイの社会的企業の定義は、「設立時から明確な社会的目標を掲げて製品の販売およびサービスの提供を行う、もしくは社会問題の解決あるいはコミュニティ・社会・環境の発展といった目標に変更した事業体で、株主や事業主の利潤最大化を目的としないという主原則を掲げる事業体」である。ベトナムでは、「社会的企業は特定の目的や操業条件によって異なる法的枠組みの下での社会起業家の仕事を指す概念であり、社会的企業は直接的に社会的利益を目的として、社会的利益と経済的利益の両方を達成するという強力な起業家精神によって導かれる組織」とされている。

これら4か国以外の国では統一的な定義が存在していないが、個々の中間支援組織などは独自の定義を定めて支援を行っている。例えばインドネシアの

表4 各国の社会的企業に関連する政策動向

国	政策動向
ブルネイ	・ 起業促進策の中で多くの社会起業家を支援・育成。 ・ 文化青年スポーツ省コミュニティ開発局は社会的起業に関する意識向上とキャパシティビルディングの支援。
カンボジア	・ カンボジア産業政策 2015-2025 の中で、子供の栄養、知識の開発、国家アイデンティティの促進、文化遺産の開発、孤児・障害者・高齢者への支援、若いアスリートのサポートなどを手掛ける社会的企業への支援方針。
インドネシア	・ 起業に関する新法を起草中。ソーシャルインパクトを取り入れる方針で、一部の協同組合も社会的企業と見なされる見通し。 ・ 社会的企業は社会省、協同組合は協同組合・中小企業省が管轄。 ・ 国家開発計画庁がミッション主導型スタートアップ企業育成に着目。
ラオス	・ 第8次国家社会経済開発計画（2016-2020）社会的企業に言及無。 ・ 2009年のDecree on Associationで非営利の市民社会組織(Non-Profit Association)を規定。2017年に改訂され、30以上の団体が登録。 ・ 2010年のDecree on INGOで国際NGOを規定。160以上の団体が活動。 ・ 社会的企業の多くは営利企業やNGOとして登録。
マレーシア	・ 第11次マレーシア計画でソーシャルイノベーションやソーシャルアントレプレナーシップ促進を明記。 ・ 財務省下のMalaysian Global Innovation and Creativity Centre (MaGIC) がマレーシア社会的企業ブループリント 2015-2018 作成。 ・ 社会的企業支援ファンドを設置。 ・ 2019年より社会的企業認証制度を開始。
ミャンマー	・ 国家戦略における社会的企業の位置づけはなく、定義も存在しない。 ・ 国際援助が増大傾向。 ・ アソシエーション、NGO、協同組合の中に社会的企業が存在。 ・ Myanmar Women Entrepreneurs Associationによる女性起業支援。
フィリピン	・ フィリピン開発計画 2017-2022 で社会的企業と社会的企業法の必要性が明記。2016年から社会的起業による貧困削減(PRESENT)法が審議。 ・ 伝統的に貧困削減を目的とする協同組合、マイクロファイナンス事業者、NGO および中間支援組織が多い。 ・ 民間の社会的企業登録制度有。
シンガポール	・ 社会家族開発省と国家社会サービス評議会が社会的企業政策担当。 ・ 公的な社会的企業の定義はない。2015年政府主導設立の中間支援組織、シンガポール社会的企業センター(raiSE)が資格枠組みを提示。 ・ 2012年よりPresidents Challenge Social Enterprise Award。 ・ 社会的インパクト投資の活用。
タイ	・ 2011年の社会的企業促進に関する首相府規則で定義を提示。 ・ 第12次国家経済社会開発計画(2017-2021)が社会的企業に言及。 ・ 2016年までは社会的企業事務局、2017年からは社会開発・安全保障省社会開発福祉局に国家社会的企業委員会事務局を設置。 ・ 利益配分をしない社会的企業の免税等の制度。 ・ 2018年7月に社会的企業振興法が閣議決定。
ベトナム	・ 伝統的に協同組合型の社会的企業が多い。 ・ 2015年改正企業法で社会的企業が明記。 ・ 責任省庁が不明確で国家戦略も欠如。

(出所) 各国政府・中間支援組織報告書、OECD/ERIA[2018]より筆者作成。

Investment Network Indonesia (ANGIN) は、①差し迫った社会問題あるいは環境問題を解決することをミッションとする、②市場から収入を生み出し事業継続のために収益を上げる、③商業的な起業家精神を持ち事業とインパクトを拡大させて、財政的に持続可能な事業体を社会的企業と定めている (UNDP, 2017)。しかし、法人としては、株式会社、協同組合、財団、協会の4形態のいずれかの形態で登録しなければならない (Pratono and Sutanti, 2016)。

社会的企業が法制度の中で明確に位置づけられているのは、ベトナムとタイのみである。ベトナムでは2015年の改正企業法において、社会的企業の定義、義務、権利が明記されている。例えば社会的企業として法人登録をした上で、事業から得られる利潤の少なくとも51%を再投資する必要があることなどが決められている。タイでは2016年より社会的企業に対する税制優遇が認められ、2018年7月に社会的企業振興法が閣議決定されたことで新制度のもとでの取り組みが加速している。一方、フィリピンでは社会的企業に関わる法案作りがなされているが、結論まで至っていない。こうした各国の社会的企業の生態系<sup>7</sup>の構築状況や政策運営について、OECD/ERIA[2018]はインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの5か国が発展の中期段階に到達しているが、残りの国々は社会的企業を促進する政策等は整備は初期段階にあると評価している<sup>8</sup>。

以上のように社会的企業の捉え方や制度整備の状況は各国で異なるが、東南アジアには多くの社会的企業が存在している。各国の政府および中間支援組織等の直近の統計によれば、カンボジア153社、インドネシア454社、マレーシア100社、ミャンマー600社、フィリピン60,000社、シンガポール401社、タイ400社、ベトナム1,000社となっている<sup>9</sup>。こうした統計上の数値は定義が変われば変動する可能性もあるだけでなく、各国の社会的企業の要件に違いがある点に注意して評価しなければならない。社会的企業の組織形態に注目すると、①NGO/NPO型、②コミュニティ型、③社会起業家/SME型、④(大)企業型、⑤財団型に分類することができる。①NGO/NPO型は、従来

のように寄付を待つのではなく、販売活動を通して自己資金を稼ぐことで安定的な収入源を確保している非営利組織である。②コミュニティ型は、生産者グループなどのコミュニティ・グループやコミュニティ・エンタープライズ、協同組合といったコミュニティに直接参加している受益者のグループが大勢のメンバーとして参加する組織である。社会問題の解決と一致する社会的目的を持ち、配当は抑えて利潤は再投資にまわすという特徴を持つ。③社会起業家/SME型は社会問題の解決という目的を持ち、より明確に社会的な影響を生み出すことを意図する組織である。④大企業型は社会問題の解決にコアビジネスでの知識・事業経験を活用するタイプである。⑤財団型はソーシャルビジネスに取り組む財団を指す。社会的企業がどの組織形態をとるかについては、東南アジア各国の歴史的<sup>10</sup>、政策的背景の影響を強く受けていることから政府の役割の重要性が示唆される<sup>11</sup>。

### 3) 各国が抱える課題

社会的企業の公式な定義や明確な政策がみられないブルネイ、カンボジア、ラオス、ミャンマーといった国々では、社会的企業と通常の企業活動、企業の社会的責任(CSR)といった類似する概念とどのように区別をするのかといった点が不明確である。ベトナムのように定義は有していても、政府機関、民間、市民社会といった関係者間の調整が実務レベルでは機能していない場合もある。これらの国々において政府が果たしうる役割は大きいと考えられる反面、ミャンマーやタイのように社会的企業を含む社会的経済組織が国内政治問題に巻き込まれることが懸念される<sup>12</sup>。

制度整備が比較的進んでいるインドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイにおいても、関係者間の調整をさらに進めることが必要となっている。しかし、社会的企業を取り巻く関係組織・団体<sup>13</sup>が多いことが利害関係を複雑にしており、制度化の進展を阻害する可能性がある。その結果、社会的企業の財政面でのサポートが進まず、社会的企業の成長のボトルネックになり得る。

また、社会的企業向けの市場確保という観点から、

公共調達制度の見直しの動きもみられる。公共調達制度への優先的アクセスなどを社会的企業に認めるためには、マレーシアのように社会的企業の認証制度の導入やガバナンス体制の強化なども同時に検討が求められる。

#### 4. おわりに

本稿では東南アジア各国の社会的企業に関する制度的枠組みの整備状況の現状と課題について考察を行った。東南アジアの社会的企業の発展には、政治の安定性と政府の関与が影響しているという共通した特徴がある。また、ジェンダーや児童労働、社会的排除といった開発の課題を抱えている国においては社会包摂的な社会的企業の促進が求められている（OECD/ERIA, 2018）。各国の経済発展の段階や社会開発の状況による違いはあるが、経済政策あるいは社会政策として社会的企業支援が求められているのは全10か国に共通している。

制度化に関しては、社会的企業の定義を法律などの中で明確に示している国もあれば、そうでない国も存在している。公式に定義することは社会的企業の性質や活動を明確にして、法的地位が与えられる点で望ましいと考えられる一方、定義や要件を満たしていない社会的企業を排除<sup>14</sup>してしまう可能性もある。未だに外国からの援助を多く受けているカンボジア、ラオス、ミャンマーといった国々では、国際NGOが国の公共政策を補完しているなど、社会的企業の制度化を推進する段階に達していないとも考えられる。各国の経済発展の段階などの事情に応じた社会的企業の生態系が構築されていくことが求められる。

#### 参考文献

Asian Development Bank [2018], *Key Indicators for Asia and the Pacific 2018 49th Edition*, Asian Development Bank  
 ASEAN [2012], *ASEAN Framework for Equitable Economic Development: Guiding Principles for Inclusive and Sustainable Growth*, <[http://asean.org/?static\\_post=the-asean-framework-](http://asean.org/?static_post=the-asean-framework-forequitable-economic-development)

[forequitable-economic-development](http://asean.org/?static_post=the-asean-framework-forequitable-economic-development)>

ASEAN Secretariat [2017a], *Celebrating ASEAN: 50 Years of Evolution and Progress*, ASEAN Secretariat.  
 ASEAN Secretariat [2017b], *Fifth ASEAN State of the Environment Report*, ASEAN Secretariat.  
 Institute for Societal Leadership [2015], *Societal Leadership in Southeast Asia: National Landscapes, Challenges and Opportunities to Enhance Societal Impact*. Singapore Management University.  
 Kamaruddin, M., and Md Auzair, S. [2018], Classification of Islamic Social Enterprise (ISE) in Malaysia Based on Economic Sectors. *Management & Accounting Review*, 17(2), 21-50.  
 Kerlin, J.A. [2006], "A Comparison of Social Enterprise Models and Contexts", Kerlin, J.A. ed., *Social Enterprise: A Global Comparison*, pp.184-200.  
 Khieng, S. and Lyne, I. [2019], "Social Enterprise in Cambodia: Typology and Institutionalisation" in Bidet, E. and J. Defourny (Eds) "Social Enterprise in Asia Theory, Models and Practice", Routledge, pp.17-25.  
 Lyne, I., Ryu, J., Teh, Y., & Morita, T. (2019). "Religious influences on social enterprise in Asia : observations in Cambodia, Malaysia and South Korea". in Bidet E. and J. Defourny (Eds) *Social Enterprise in Asia: Theory, Models and Practice*, Routledge, pp. 293-313.  
 OECD/ERIA [2018], *SME Policy Index: ASEAN 2018: Boosting Competitiveness and Inclusive Growth*, OECD Publishing.  
 Pratono, A. H., Pramudija, P. and Sutanti, A. [2016], "Social Enterprise in Indonesia: Emerging Models under Transition Government", ICSEM Working Papers, No. 36, Liege: The International Comparative Social Enterprise Models (ICSEM) Project.  
 Pratono, A. H. and Sutanti, A. [2016], "The ecosystem of social enterprise: Social culture, legal framework, and policy review in Indonesia", *Pacific Science B: Humanities and Social Science*, Vol. 2, pp.106-12.  
 Santos, J., Macatangay, L., Capistrano, M.A., and C. Burns [2006], "Southeast Asia", Kerlin, J.A. ed.,

Social Enterprise: A Global Comparison, pp.64-86.

Social Economy Reform Working Group [2016], Report of Social Economy Reform, The National Reform Steering Committee on Economics Reform, The National Reform Steering Assembly. <[https://library2.parliament.go.th/giventake/content\\_nrsa2558/d030759-02.pdf](https://library2.parliament.go.th/giventake/content_nrsa2558/d030759-02.pdf)>

UNDP [2017], Social finance and social enterprises: A new frontier for development in Indonesia.<<https://www.undp.org/content/dam/indonesia/2017/doc/INS-SF%20Report%20ANGIN.PDF>>

本稿は、2018年度一般財団法人 全国労働者福祉・共済振興協会（全労済協会）公募委託調査研究（「タイの社会的企業の経営実態と持続的発展に関する実証的研究」）および2018年度大阪市立大学証券研究センター事業の研究助成を受けている。

## 注

- (1) 東南アジア諸国連合（ASEAN）が設立された1967年の東南アジア地域の1人あたりGDPはわずか122ドルであったが、経済危機に襲われた1997年までに1,462ドル、そして2016年には4,021ドルへと増大している（ASEAN Secretariat [2017a]）。
- (2) ASEAN 諸国の2017年の人口は以下の通りである。ブルネイ40万人、カンボジア1540万人、インドネシア2億6190万人、ラオス670万人、マレーシア3200万人、ミャンマー5340万人、フィリピン1億490万人、シンガポール560万人、タイ6770万人、ベトナム9370万人（Asian Development Bank, 2018）。
- (3) 例えば2015年の高等教育進学率を見ると、ブルネイは30.8%、マレーシアは42.4%、タイは45.9%に達している。
- (4) データや情報の入手が難しいブルネイやラオスといった国については詳細な分析が困難である点は本稿の限界である。
- (5) 例えばインドネシア、ラオス、ミャンマー、

フィリピンにおいては、1日3.2ドル以下で生活する人々の比率は依然として高く、それぞれ30.9%、58.7%、29.8%、33.7%となっている。

- (6) 10年以内に社会的経済セクターがGDPの5%に匹敵する6000億バーツの付加価値を生み出すことを目標に掲げている（Social Economy Reform Working Group, 2016）。
- (7) 例えばタイでは、①調査研究・知識情報発信、②ソーシャル・イノベーション、③社会起業家の育成、④社会的企業の推進、⑤社会課題解決への取り組みの5つからなるサイクルからなる社会的企業生態系の中で社会的企業の育成を進めてきた。
- (8) 社会的企業の公式な定義、国家戦略や法律の整備状況、社会的企業としての登録の有無、民間部門や市民社会のアクターを含むモニタリング評価といった項目を評価の対象としている。
- (9) ブルネイとラオスの統計は確認できなかったが、多数の社会的企業が報告されている。
- (10) インドネシアでは1945年憲法の中で経済制度は協働を基盤とするものであり、自由競争下の企業ではなくて協同組合が経済活動の担い手になるべきであるとの表現がみられる。これはオランダによる植民地化と蘭東インド会社の経験が影響している。また、独裁政権が崩壊した1998年以降、NGOや協会の設立が広がった（Pratono, Pramudija, and Sutanti, 2016）。
- (11) この他にも宗教の影響を強く受けている社会的企業も多い。例えばマレーシアではイスラム教の教義に沿って経済的目的と社会的目的を併せ持つ事業体であるイスラム社会的企業（ISE）が活動している（Kamaruddin and Auzair, 2018）。
- (12) ミャンマーでは政府支持派の社会的経済組織と反政府派の社会的経済組織があり、お互いに批判を繰り返している。また、タイでも都市住民の支援政党と農村住民の支持政党の間の衝突によって社会的経済組織の発展が妨げられている面もある（Institute for Societal Leadership, 2015）。

- (13) 例えばカンボジアでは、政府以外にも世界銀行やアジア開発銀行といった国際機関、NGOや市民社会組織、国際的な市民社会組織、社会的投資機関、商業会議所、学術機関などが制度化に影響を与えている（Khieng and Lyne, 2019）。また、ブルネイなどのように王室との関係も重要なファクターである国もある（Institute for Societal Leadership, 2015）。
- (14) タイでは社会的企業と名乗るためには社会的企業振興事務局で登録しなければならず、未登録の事業者が社会的企業と名乗ることは違法となっている。